

原議保存期間 10年  
(平成28年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第27号  
平成18年3月24日  
警察庁交通局交通規制課長

「まちづくり交通安全対策事業」に係る特例措置の全国的な実施について

標記の構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）に基づく特例措置については、「「まちづくり交通安全対策事業」に係る特例措置について」（平成15年8月28日付け警察庁丁規発第62号）により取り扱われてきたところであるが、今般、法第47条の規定により規制の特例措置の見直しが行われ、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」（平成18年2月15日構造改革特別区域推進本部決定）が決定され、当該特例措置は、全国的に実施することが決定された。同決定を受け、地方公共団体から中心市街地の活性化等を図るため歩行者が安心して通行することのできる道路交通環境を整備する必要があるとして協議会の設置等への協力を求められた場合であって、交通規制を見直す必要がある場合には、下記のとおり取り扱うこととし、地域の実情に応じたまちづくりに資する交通安全対策が適切に行われるよう所要の措置を講じられたい。

なお、本通達をもって「「まちづくり交通安全対策事業」に係る特例措置について」（平成15年8月28日付け警察庁丁規発第62号）は廃止する。

記

## 1 協議会の設置

協力を求めた地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）と連携し、関係当事者の広範な参画を得つつ、次の要領により協議会を設置すること。

なお、別に中心市街地の活性化等を図るため歩行者が安心して通行することのできる道路交通環境を整備する必要がある地域を対象とした、まちづくりに関する類似の関係当事者間の連絡調整の枠組みが設けられている場合において、この通達の趣旨に合致した施策及び事業を円滑に推進することができると認められるときは、関係地方公共団体と協議の上、新しい協議会を設

置する代わりに当該枠組みを有効活用することとして差し支えない。

- ( 1 ) 協議会の標準的な構成は、次のとおりとする。
  - ア 都道府県警察の職員
  - イ 関係地方公共団体の職員
  - ウ 道路の管理者その他関係行政機関の職員
  - エ 対象地域の住民や事業者の代表
  - オ 対象地域を通行する一般の道路利用者の代表
  - カ 都市計画、交通工学等に関する学識経験者
  - キ その他魅力あるまちづくりを行うため参画を得る必要のある者
- ( 2 ) 協議会においては、高齢者、身体障害者等を含めた歩行者が安心して通行することのできる道路交通環境を整備すること等を通じて、道路交通のバリアフリー化、街の賑わい創出等を図り、地域の環境と調和した魅力あるまちづくりを行うために必要な施策及び事業の推進方針等を検討する。
- ( 3 ) 協議会の庶務は、都道府県警察及び関係地方公共団体において共同で処理する。

## 2 総合的なまちづくりの計画の策定

協議会において、次の要領により総合的なまちづくりの計画（以下「計画」という。）を策定すること。計画策定に当たっては、警察による交通規制の推進方針を発議するほか、協議会構成員が計画を検討するために必要な情報提供、助言、他の行政機関等による施策又は事業に関する意見陳述等を積極的に行うこと。

- ( 1 ) 計画の対象地域は中心市街地及びその周辺地域であることを、対象地域の面積は1ないし2平方キロメートル程度以内であることを想定している。ただし、本通達の趣旨に沿った効果的かつ一体的な道路交通環境の整備が行われる見込みがある場合には、この限りではない。
- ( 2 ) 計画中には、次の事項を定める。
  - ア 計画の目的及びまちづくりに関する基本的考え方
  - イ 推進体制並びに施策及び事業の推進スケジュール
  - ウ 魅力あるまちづくりに資する交通規制の推進方針
  - エ 警察による交通規制と一体となって行われる他の行政機関等による道路交通環境整備の推進方針
  - オ 上記のほか、他の行政機関等により行われる魅力あるまちづくりのための施策及び事業の推進方針で協議会が必要と認めるもの
  - カ その他必要な事項

( 3 ) 計画策定に当たっては、地域住民、事業者、道路利用者等の代表の意見を尊重するとともに、アンケート、パブリックコメントその他の方法を用いて、可能な限り広範な者から意見を聴取する。

( 4 ) 計画策定の協議の過程は、原則として公開する。

### 3 計画に基づく交通規制の実施

協議会で策定した計画に基づき、例えば、歩行者用道路の指定、中心市街地への自動車の流入抑制、自動車の走行速度の緩行化、駐車規制の弾力化、信号機の整備又は運用見直し、バスを優先する車両通行帯又は信号制御の導入等、魅力あるまちづくりに資する所要の交通規制を行うこと。

### 4 交通規制の見直し

事後に交通規制の効果測定や地域住民、事業者、道路利用者等からの意見聴取等を行い、必要と認められる場合にはそれらの結果を基にして協議会において検討を加え、適宜適切な交通規制の見直しを行うこと。